

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	I560 管理、補助的経済 活動を行う事業所 I561 百貨店、総合スーパー	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 を除く	I560 1 I561 3 計 4	I560 1 I561 22 計 23	164 2,635 計 2,799	65.37%
審査結果	同上	同 上	同 上 適用労働者数（基幹的労働者数） 4,282人 (推定)	I560 1 I561 4 計 5	I560 1 I561 22 計 23	21 2,778 計 2,799	
新産別最賃 の運用方針 (要旨) 61.2.14 中賃答申		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に 行われるものであること。 参考 $4,282 \div 3 = 1,427$ $2,799 \div 4,282 = 65.37\%$					